

通所型サービス A 団らん みんなのまる福 運営規定

(制定令和5年4月1日)

【事業目的】

第1条 合同会社みんなのまる福（以下まる福）が運営するデイサービス団らんみんなのまる福（以下「事業所」）という。）が行う通所型サービス A（以下「サービス」という。）を提供する事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者（以下「管理者」という。）及びその他事業に従事する職員（以下「従業者」という。）が、要支援者、もしくは介護予防・日常生活支援総合事業の対象と認められた者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

【運営方針】

第2条 事業所の従業者は、要支援者等が事業所に来所し他者との交流を図ることで社会性の維持または向上を目指すものとする。また、利用者の心身の機能や社会性の維持の支援を通して、その暮らしやまわりの人々との良好な関係性の維持・構築に努める。

2 事業の実施に当たっては、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を維持することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図るものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター、木曾広域連合、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療機関、福祉サービス事業者等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 事業所は、サービス提供の開始にあたり、利用者の身状況等を把握し、個々のサービス目標・内容・実施期間を定めた個別支援計画を作成するものとする。

6. 事業所は、利用者またはそのご家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

7. 事業所は、適切な介護技術をもってサービスを提供する。

8. 事業所は、常に提供するサービスの質の管理・評価を行い、サービス提供にあたっての安全管理体制の確保に努めるものとする。

9. 事業所は、職員の資質向上を図るため、職員教育と研修に勤めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス 団らん みんなのまる福
- (2) 所在地 長野県木曾郡木曾町三岳6308番地3

2 事業の実施は通所型サービス A を 1 単位とする。

【職員の職種・員数及び職務の内容】

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
- (2) 介護職員 1 名以上 (常勤)

2 管理者は、事業所の従業者の管理及び法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、通所型サービス A の個別支援計画の作成を行う。

3 介護職員は、個別支援計画にもとづき、支援、観察を行う。

4 調理は、原則として職員が利用者に提供する食事の調理を行うが、時には利用者と共に調理を行い生活機能の維持・継続をはかることとする。

【営業日及び営業時間】

第 5 条 事業所の営業日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12月29日から1月3日まで及び職員の研修を目的とする日を除くことができる。
- (2) 受付時間 営業日の午前8時30分から17時30分とする。

【事業の定員】

第 6 条 事業所の定員は、10 名とする。ただし、この事業と一体的に営業する他の事業と合わせて、一日の利用者数は 10 名を超えないものとする。

【事業の内容】

第 7 条 事業の内容は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練もしくは送迎とし、事業の提供にあたっては次の点に留意するものとする。

- (1) 事業の提供にあたっては、利用者の要支援状態等の軽減、悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、個別支援計画を作成する。
- (2) 事業の提供にあたっては、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が主体的に参加できるよう適切にきかけるものとする。
- (3) 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、関係機関と連携を図りながら、常にサービスの質の向上に努めるものとする。
- (4) 事業所は、介護技術の進歩に対応した適切な介護技術をもって事業の提供を行う。

【利用料等】

第8条 事業所がサービスを提供した場合の利用料の額は、保険者が定める第1号事業支給し、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、1kmあたり30円で換算し、加算した額を交通費として徴収する。

3 前2項のほか、利用に応じて次の利用料を徴収する。

(1) 食費 700円 (昼食 600円 おやつ 100円)

* 外食や特別食などの場合、前もって希望をとり実費負担とする。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する文書に署名または記名押印を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は、木曾町の三岳地域及び福島地域とする。

【サービス利用にあたっての留意点】

第10条 利用者は、機能訓練室など共有スペースでの個人の荷物の置き場など、転倒リスクを考慮しお互いに危険のないよう配慮する。また、金銭のトラブルなど起こさないよう、必要以外のものは持ってこないように留意する。利用の際困ったことは、職員に伝え早急に解決するよう協力する。

【緊急時の対応等】

第11条 従業者は、サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに管理者および主治医に連絡する。

2 報告を受けた管理者は、介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への救急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

【非常災害対策】

第12条 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常時に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知する。

【衛生管理等】

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に勤めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所内において感染症の発生またはそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

【事故発生時の対応方法】

第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により自己が発生した場合は、利用者の家族、地域包括支援センター又は介護支援専門員及び保険者等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事業所が加入する損害賠償保険の範囲内で損害賠償を速やかに行うものとする。

【苦情処理等】

第15条 事業所は、提供したサービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

- 3 事業所は、関係法令における苦情解決に関する規程の規定により木曾広域連合が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

- 4 事業所は、木曾広域連合から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

【秘密保持】

第16条 管理者および従業者（以下「職員」という。）は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後も効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

- 3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者及び家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、職員または介護者（利用者の家族等、利用者を現に介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを木曾広域連合に通報するものとする。

【記録の整備】

第18条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結した日から5年間保存するものとする。

- (1) 居宅サービス計画等
- (2) 個別支援計画
- (3) 提供したサービス内容等の記録
- (4) 利用者に関する市町村等への報告等の記録
- (5) 苦情の内容等に関する記録
- (6) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備するものとする。

【地域との連携等】

第19条 事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 事業所の行う通所型サービスAを地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、サービス検討会議を設置する。

【その他運営についての重要事項】

第20条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年5月16日から施行する。